

『学生教育研究災害傷害保険』の加入について

本学では、皆さんが安心して教育研究及び課外活動を行えるよう、学生教育研究災害傷害保険(通学中等傷害危険担保特約を含む)全員加入を推奨しています。

保険制度の概要は以下のとおりです。本保険の運営者である公益財団法人日本国際教育支援協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp/>)に本保険に関する重要な事項が掲載されています。

1. 加入方法・保険料

Web入学手続専用サイトより、保険料の払込をお願いいたします。年度毎の取り扱いとなるため、研究期間が6か月であっても保険料は年額を払い込む必要があります。

保険料

筑波キャンパス	東京キャンパス
1,000円	450円

※保険料は基本料と通学中等傷害危険担保特約を合わせた金額となっています。

※払込の際に必要な手数料をご負担いただきますことにご理解の程よろしくお願いいたします。

※お支払いが学籍発生日以降となる場合、お支払いいただいた日の翌日から保険期間開始となります。

※入学手続後に入学を辞退した場合及び過払い金があった場合は、返還請求書を提出いただくことにより、返還手数料1,800円を差し引いた額を返還いたします。

※問い合わせ先 学生部学生生活課学生支援 電話029(853)2248

2. 対象となる活動範囲

(1) 国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合。

「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

① 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

イ. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。

ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ロ. 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設内で課外活動中、学校施設外で大学に届け出た課外活動(クラブ活動)を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

(2) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合。

① 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、住居と学校施設等との間を往復する間。

② 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。

3. 保険金が支払われない主な場合

故意、闘争行為・自殺行為・犯罪行為・無資格運転・酒酔い運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、地震・噴火・津波、核燃料物質の有害な特性などによる事故、他覚症状のないむちうち症および腰痛、山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、リュージュ・ボブスレー・ハングライダー等の危険な運動中の事故、課外活動として行う公道以外での自動車等の乗用具による競技、競争、興業(いずれも練習を含みます)、試運転など。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故も対象となりません。

4. 保険金の種類と金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象 3,000円～30万円	1日につき 4,000円
正課中、学校行事中、課外活動中以外で学校施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6,000円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設内で課外活動中、学校施設外で大学に届出た課外活動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
通学中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6,000円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設等相互間の移動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6,000円～30万円	1日につき 4,000円

※ 入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。

5. 保険金の請求方法

保険事故が発生したときは、学生自らが事故の報告及び保険金の請求手続きを行います。

(1) 事故の通知

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を遅滞なく各支援室学生支援へ事故の報告をして、「事故通知はがき」を入手し、事故後30日以内に「事故通知はがき」を提出します。

(2) 保険金の請求

治癒後に「学生教育研究災害傷害保険請求書」に第三者(現認者)の事故証明印をもらい、治療状況報告書等を添えて各支援室学生支援へ提出してください。保険金の請求金額が30万円を超える場合は診断書が必要となります。

6. その他

- (1) 学研災に加入後、学生が正課、学校行事、課外活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより学生が被る損害賠償責任について補償が受けられる「学研災付帯賠償責任保険」にも任意(自己負担)で加入することができます。加入を希望する場合には入学後に各支援室学生支援に申し出てください。
- (2) また、病気による入院や通院、アパートの火災や水漏れに対する賠償などの補償が受けられる「学研災付帯学生生活総合保険」(上記の賠償責任保険の補償内容を含む)にも任意(自己負担)で加入することができます。

《《対象となった事故例》》

1. 教育研究活動中

- (1) 正課中
 - ・バスケットボールの授業中、激しく相手とぶつかり脳挫傷で死亡。(2,000万円支払)
 - ・ガラス管にゴム栓を入れた時に管が折れ、右手親指切傷。(3万円支払)

(2) 学校行事中

- ・大学祭で出店したとき使用したガスコンロが破裂し、手・顔面の火傷。(8.2万円支払)
- ・新入生オリエンテーション用の椅子を出しているとき、指を挟み左手小指骨折。(1.5万円支払)

(3) 学校施設内にいる間(①②④以外)

- ・構内で転倒、後頭部頭蓋骨等骨折、左顔面麻痺と左耳の聴力障害。(270万円支払)
- ・学内を歩行中、氷で滑って転倒し、骨折した。(26.6万円支払)

(4) 学校施設内で課外活動中、学校施設外で大学に届け出た課外活動(クラブ活動)を行っている間

- ・駅伝の予選大会で熱中症により死亡。(1,000万円支払)
- ・新体操部の発表会で宙返り着地に失敗し、頭部打撲。(41.4万円支払)

2. 通学中等傷害危険担保特約

(1) 通学中

- ・歩行中、歩道に乗り上げた自動車にひかれ上位脊髄損傷で死亡。(1,000万円支払)

(2) 学校施設等相互間の移動

- ・農学部で実験を行い、バイクで工学部に帰る途中転倒し、前腕骨折。(9万円支払)